

# 苫小牧市立明徳小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。

また、こうした取組を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。さらに、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

### (1) いじめの禁止

いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。

### (2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 いじめの防止等の基本的な考え方

- (1) 児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・早期対応を組織的に推進する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努める。
- (4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 校区の中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。
- (6) 本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校便り等で情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

## 3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

### (1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

#### ① 「いじめ防止対策委員会」

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、該当担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭 スクールソーシャルワーカーによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。校長の指示により、必要に応じて開催とする。

#### ② 「生徒指導交流会」・・・生徒指導部所管

生徒指導事研修や学級経営交流会において、全教職員で問題傾向を有する児童やいじめについて、現状や指導についての情報交換、共通認識、共通行動につい

て話し合いを行う。

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施

(3) 教育活動を通じた道徳教育の充実

豊かな心と感性を育む教育や人権教育の充実を図る。

(4) いじめの相談体制の整備

早期発見・早期対応のため、日常的に児童観察し気になる児童や児童の訴えがある場合適宜、教育相談を行う体制をとる。

①定期的な児童教育相談の設定（高学年は教育相談週間を設定）…生徒指導部所管

②スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用

③いじめ相談電話等の公共相談機関の周知

(5) いじめの防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策や問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換および共通理解・共通行動に関する生徒指導事例研修会を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

(7) いじめ（事案）の具体的な対応

①いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。

②いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苦小牧警察署等と連携して対処する。

(8) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況。実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を、苦小牧市教育委員会に速やかに報告する。

②当該事態の調査を行うための組織の設置について苦小牧市教育委員会から指示を受ける。

③当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態の対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。

④調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等

に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

⑤調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

#### 4 学校いじめ基本方針の評価等について

(1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。

- ①校内研修の取組
- ②いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
- ③いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組

(2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。

(3) P D C A サイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。



# 苫小牧市立明徳小学校 いじめ防止全体計画

## 学校教育目標

「より正しく、よりすぐれたものを求め、強い意志を持って実践する子どもの育成に努める」

- 正しく考え、進んで学習し、創造する子の育成
- 思いやりの心を持ち、明朗で情操豊かな子の育成
- たくましく健康な心身を持つ子の育成



## 学校いじめ防止基本方針

### (1) いじめ禁止

いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。

### (2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう保護者や地域と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見  
・早期対応に取り組む。



## 年間活動計画

4月：年間計画提示 1月：学校評価による活動の検証 3月：次年度計画作成



## いじめ防止対策委員会・生徒指導交流会

- ・定例会 職員会議開催時（生徒指導交流会）
- ・臨時会 いじめ認知時随時（いじめ防止対策委員会）



未然防	早期発見	早期対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・フィルタリング教室</li><li>・情報モラル授業</li><li>・いじめ根絶集会</li><li>・道徳の時間</li><li>・いじめ問題学習会（学活）</li><li>・PTAいじめ問題学習会</li><li>・学校便り等での啓発</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・道教委いじめ調査（年2回）</li><li>・児童教育相談</li><li>・保護者教育相談</li><li>・生徒指導交流会の情報交流</li><li>・子ども理解支援ツール「ほっと」</li><li>・いじめ相談電話の周知</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ問題へのケア</li><li>・事実関係の把握（担任等）</li><li>・保護者との連携</li><li>・情報の適切な記録・周知</li><li>・報告、連絡、相談の徹底</li></ul>



## 重大事態発生

- ① 事実関係の把握・情報の収集と記録
- ② 学校全体へ事態の周知、分析、判断
- ③ 苫小牧市教育委員会への速やかな報告
- ④ 苫小牧市教育委員会から指示 調査委員会の設置、詳細調査の実施
- ⑤ いじめの内容により、各機関に連絡・連携
- ⑥ 調査結果について苫小牧市教育委員会を通じて苫小牧市長へ報告
- ⑦ 継続的な支援・観察

## 苫小牧市立明徳小学校 平成30年度いじめ防止年間計画

月	取組内容	備考
4	いじめ防止基本方針、年間計画提示【い】 生徒指導交流会【全】 生徒指導事例研修会【指・全】	幼稚園・保育園引継情報の共有 生徒指導情報交換
5	道教委いじめ調査【指・担】 生徒指導交流会【全】 児童相談日【担】	調査結果より調査対象指導面談
6	生徒指導交流会【全】 保護者相談会【担】 子ども理解支援ツール「ほっと」【生】	希望者へ実施
7	生徒指導交流会【全】 スマホ・ケータイ安全教室【指】	高学年対象
8	生徒指導事例研修会【指・全】	
9	児童相談日【担】 高学年教育相談週間(4・5・6年)【担】	学習面、生活面について実施
10	生徒指導交流会【全】 児童相談日【担】 児童会いじめ根絶集会【指・担】	児童会主催
11	道教委いじめ調査【指・担】 保護者相談日【担】	調査結果より調査対象指導面談 希望者へ実施
12	生徒指導交流会【全】	
1	児童相談日【担】 生徒指導事例研修会【指・全】 学校評価【全】	
2	生徒指導交流会【全】	
3	次年度改善方針決定【い】	

※【い】…いじめ防止対策委員会 【全】…全教職員 【指】…指導部

【担】…担任